

固定資産税 ～こんなときは届出を～

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成27年1月1日までに完成した場合は、平成27年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

東秩父村税休日納付窓口の開設

下記のとおり東秩父村税の休日納付窓口を開設しますので、平日の納付が困難な方や納税について相談がある方等はお気軽にご利用ください。

記

日時 平成27年1月17日(土)・18日(日)
午前9時～午後4時
場所 東秩父村役場 税務課内
問合せ 税務課 ☎82-1224

○建物を取り壊したとき

平成26年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成27年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物については、平成27年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当
☎82-1224

東秩父村ホームページが新しくなりました

東秩父村ホームページは、あらゆる皆さまに優しく情報が伝わるホームページを目指して、平成26年12月1日をもって全面リニューアルを行いました。

今までのホームページと比べ、見やすく探しやすいものとなっておりますので、インターネットを閲覧できる方はぜひご覧ください。

今後とも村として内容の充実に努めてまいりますので、変わらぬご支援をいただきたくよろしく申し上げます。

URL:<http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/>

(注意) 公開直後は情報の切替が反映されていない場合がありますので、今までと同じページが出てきた場合は、しばらく時間を置いてから接続してください。

比企郡PTA連合会球技大会 ソフトボール優勝!

去る10月25日(日)に、吉見町町民体育館および吉見町ふれあい広場で平成26年度比企郡PTA連合会球技大会が実施されました。その大会において男子ソフトボールの部で東秩父チームが見事優勝しました。また女子ソフトバレーボールの部でもベスト4(3位)に入る活躍でした。本年度から、初めて小学校と中学校の保護者連合チームを編成しての取り組みとなりました。その最初のチームで素晴らしい成果を挙げる事ができました。来年は開催地が東秩父村になります。

ぜひ、来年の活躍も期待したいと思います。



税に関する中学生の標語優秀作品

秩父税務署管内国税モニター1会では、「税を考える週間」に合わせ、「税に関する中学生の標語」の募集を行いました。その結果、東秩父中学校の2名の生徒が優秀作品に選ばれました。受賞された皆さん、おめでとうございます。(敬称略)

東秩父村長賞

納めよう 僕らの未来を 作る税

東秩父中学校3年 鈴木 裕斗

東秩父村教育長賞

納税が 将来僕らの 道となる

東秩父中学校3年 白石 桜子